

9章 届出制度

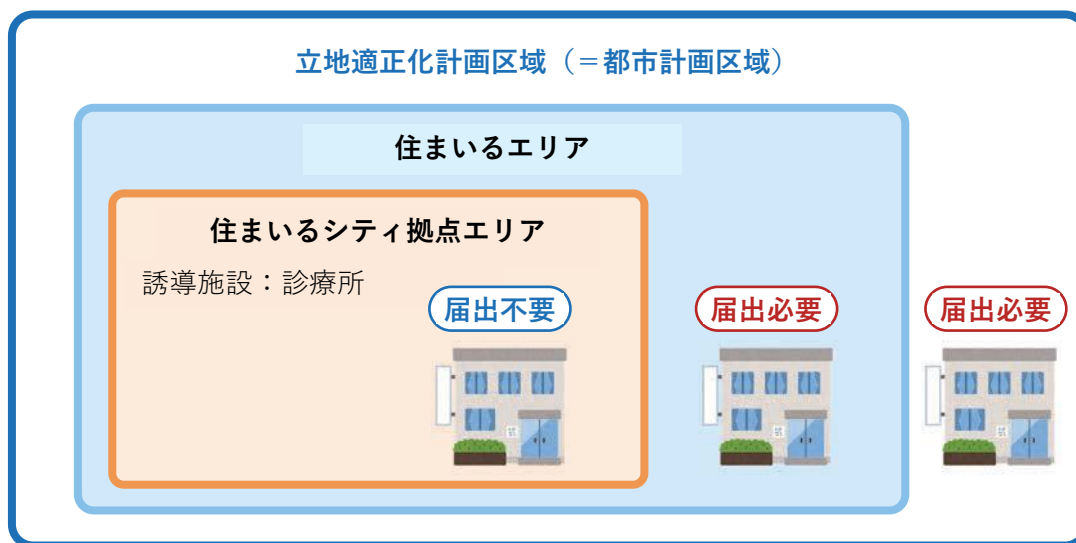
本計画の策定に伴い、都市計画区域内において、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、「住みいるシティ拠点エリア」、「住みいるエリアの区域」外における誘導施設の整備や一定規模以上の開発行為等を行う場合は、市への届出が必要となります。

9-1 誘導施設を有する建築物の開発・建築等行為に係る届出について

住みいるシティ拠点エリア外での誘導施設の建築の動向を把握するため、住みいるシティ拠点エリア外の区域で、次の行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。（都市再生特別措置法第108条第1項）

開発行為	・市が定めた誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

【届出が必要となる場合のイメージ：(例) 診療所】



また、本計画で設定した住みいるシティ拠点エリア内で誘導施設となっている既存施設について、休止又は廃止する場合は、30日前までに市へ届出が必要となります。

（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

※詳細については、「届出の手引き」参照

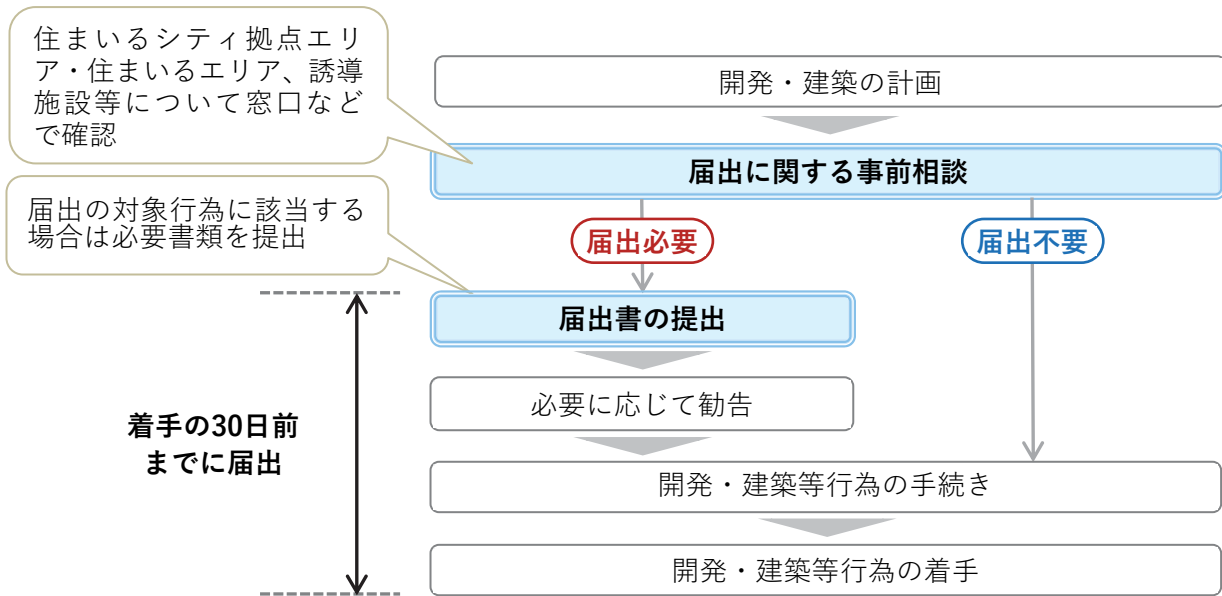
9-2 住宅の開発・建築等行為に係る届出について

住まいるエリア外での住宅開発等の動向を把握するため、住まいるエリア外の区域で、次の行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第88条第1項)

【住まいるエリア外で届出の対象となる行為】



9-3 届出の手続きの流れについて



なお、当該届出に係る行為が、住まいるシティ拠点エリア内や住まいるエリア内において誘導施設や住宅の立地の誘導を図るうえで支障があると認めるときは、当該届出に係る事項に関し、立地を適正なものとするために必要な勧告をする場合があります。(都市再生特別措置法第88条第3項、第108条第3項)

- 1章 はじめに
- 2章 立地適正化計画の基本的な方針
- 3章 住まいるシティ拠点エリア
- 4章 誘導施設
- 5章 住まいるエリア
- 6章 誘導施策
- 7章 計画目標と進行管理
- 8章 住まいるエリア以外の地域のまちづくり
- 9章 届出制度
- 10章 防災・減災まちづくり計画
- 11章 参考資料